

公益社団法人日本口腔インプラント学会 表彰制度規程

平成22年11月11日制定

(趣旨)

第1条 公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下、「本会」という。）定款施行細則第20条の規定に基づき、本会の進歩・発展に寄与し、口腔インプラント学に業績があった者の表彰については、この規程の定めるところによる。

(賞の種類)

第2条 賞の種類は、次のとおりとする。

- (1) 学会特別功労賞
- (2) 学会特別賞
- (3) 優秀賞

(委員会等)

第3条 前条の各賞候補者は、本会委員会設置規程第2条に規定する総務委員会が行う。

(各賞の推薦)

第4条 総務委員会は、各賞に必要な事項を審議し、別に定める推薦に関する申請書類一式を添えて理事長に推薦する。

(表彰等)

第5条 各受賞者には、別に定める賞牌及び記念品を年次学術大会時に授与する。

第6条 前条の授与を行ったときは、受賞者の氏名、業績の内容等を学会誌等に発表する。

(学会特別功労賞の推薦資格)

第7条 学会特別功労賞に推薦される資格は、次の各号の全てに該当し、かつ、別に定める選考基準に該当する者とする。

- (1) 65歳以上であること。
- (2) 20年以上継続して正会員であること。
- (3) 学会活動に関し、特に大きな貢献があったと認められること。
- (4) 過去に本賞を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、本会に功績があったと認められる者。

(学会特別功労賞の推薦)

第8条 総務委員会委員、理事及び支部長は、別に定める学会特別功労賞の候補者に関する申請一式を添えて総務委員会に推薦する。

(学会特別功労賞の決定)

第9条 前条により推薦された者は、理事会の承認を得たのち本賞の受賞者と決定し、総会において報告する。

(学会特別賞の推薦資格)

第10条 学会特別賞に推薦される資格は、次の各号の全てに該当し、かつ、別に定める選考基準に該当する者とする。

- (1) 65歳以上であること。
- (2) 20年以上継続して正会員であること。
- (3) 学会活動に関し、大きな貢献があったと認められること。
- (4) 過去に本賞を受けていないこと。

(学会特別賞の推薦)

第11条 総務委員会委員、理事及び支部長は、別に定める学会特別賞の候補者に関する申請書類一式を添えて総務委員会に推薦する。

(学会特別賞の決定)

第12条 前条により推薦された者は、理事会の承認を得たのち本賞の受賞者と決定し、総会において報告する。

(優秀賞の種類)

第13条 優秀賞の種類は、論文賞及び優秀発表賞とする。

(論文賞の種類)

第14条 論文賞は、学会特別論文賞、学会優秀論文賞、国際誌優秀論文賞、及び学会奨励論文賞とする。

(優秀発表賞の種類)

第15条 優秀発表賞は、優秀研究発表賞及びその他とする。

(学会特別論文賞の推薦資格)

第16条 学会特別論文賞に推薦される資格は、次の各号の全てに該当し、かつ、別に定める選考基準に該当する者とする。

- (1) 表彰時期以前の10年間に本会会誌に掲載された、優れた学術論文の指導者であること。
- (2) 20年以上継続して正会員であること。
- (3) 選考時に満55歳以上であること。
- (4) 過去に本賞を受けていないこと。

(学会特別論文賞の推薦)

第17条 総務委員会委員、理事、支部長及び研修施設長は、別に定める学会特別論文賞の候補者に関する申請書類一式を添えて総務委員会に推薦する。

(学会特別論文賞の決定)

第18条 前条により推薦された者は、理事会の承認を得たのち本賞の受賞者と決定し、総会において報告する

(学会優秀論文賞の推薦資格)

第19条 学会優秀論文賞に推薦される資格は、次の各号の全てに該当する正会員とする。

- (1) 表彰時期前年の1月から12月に本会会誌に優れた学術論文を筆頭著者として発表した者。
- (2) 過去に本賞を受けていないこと。

(学会優秀論文賞の推薦)

第20条 総務委員会は、学会優秀論文賞の候補者を総務委員会に推薦する。

(学会優秀論文賞の決定)

第21条 前条により推薦された者は、理事会の承認を得たのち本賞の受賞者と決定し、総会において報告する。

(国際誌優秀論文賞の推薦資格)

第22条 国際誌優秀論文賞に推薦される資格は、次の各号の全てに該当する正会員とする。

- (1) 表彰時期前年の1月から12月に国際誌(International Journal of Implant Dentistry)に優れた学術論文を筆頭著者として発表した者。
- (2) 過去に本賞を受けていないこと。

(国際誌優秀論文賞の推薦)

第23条 国際委員会は、国際誌優秀論文賞の候補者を総務委員会に推薦する。

(国際誌優秀論文賞の決定)

第24条 前条により推薦された者は、理事会の承認を得たのち本賞の受賞者と決定し、総会において報告する。

(学会奨励論文賞の応募資格)

第25条 学会奨励論文賞の応募資格は、次の各号の全てに該当する正会員とする。

- (1) 表彰時期前年の1月から12月に本会会誌または国際誌(International Journal of Implant Dentistry)に優れた学術論文を筆頭にて発表した者。
- (2) 選考時に満35歳以下であること。
- (3) 過去に本賞を受けていないこと。

(学会奨励論文賞の募集)

第26条 学会奨励論文賞は募集とし、応募要項を学会誌に掲載する。応募者は、別に定める学会奨励論文賞に関する申請書類一式を添えて総務委員会に応募する。

(学会奨励論文賞の決定)

第27条 前条により応募のあった者は、理事会の承認を得たのち本賞の受賞者と決定し、総会において報告する

(優秀研究発表賞の推薦資格)

第28条 優秀研究発表賞に推薦される資格は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 学術委員会が指定した重点研究テーマの口頭発表セッションに応募し、発表した者。
- (2) 優れた発表を行った筆頭発表者。
- (3) 過去に優秀研究発表賞を受けていないこと。

2 優秀研究発表賞は、別に選考委員会を設け、選考基準及び表彰に関する事項は、別に定める。

(その他の発表賞)

第29条 その他の発表賞は、優秀ポスター発表賞(協賛:デンツプライシロナ株式会社)、優秀歯科衛生士発表賞(協賛:ヒューフレディ・ジャパン合同会社)及び歯科技工士発表賞とする。

- 2 その他の発表賞は、賞ごとに別に選考委員会を設け、選考基準及び表彰に関する事項は、別に定める。

(補則)

第30条 この規程を改正する場合には、理事会の承認を経なければならない。

附 則

1. この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。
2. この規程は、平成24年6月10日に一部改正し、同日から施行する。
3. この規程は、平成26年3月15日に一部改正し、同日から施行する。
4. この規程は、平成27年7月19日に一部改正し、同日から施行する。
5. この規程は、平成29年11月26日に一部改正し、同日から施行する。
6. この規程は、平成30年5月26日に一部改正し、同日から施行する。
7. この規程は、令和3年3月20日に一部修正し、同日から施行する。
8. この規程は、令和3年5月23日に一部修正し、同日から施行する。
9. この規程は、令和5年2月4日に一部修正し、同日から施行する。

参 考

旧社団法人規程 平成17年8月15日制定及び施行